



# みんなで ACTION

～みんなが、主役!～



## 和泉市自治基本条例

協働(和)により豊かな自然と命(泉)を育むまち

Check!!  
**質問!**  
You & City

この冊子は、「和泉市自治基本条例」の内容について紹介するだけでなく、あなた自身が「まちづくりの主役!」になるために、あなたとまちの関係を見直す「チェックコーナー」を各ページ下部に設けています。条例の趣旨や内容を理解していただき、あなたとまちの「今、そして、これから」を見つめ直し、自分ができることを考え、行動につなげてください!

あなたが思う、今の和泉市を  
一言で例えると??

自由記入

▶ ( )

わけ  
理由

# 自治基本条例って何？ どうして、つくる必要があったの？

回答

## 市民が主役のまちづくりを進めるためのルールです。

地方分権が進展する一方で、市民ニーズの多様化が進んでいます。これからのまちづくりは「市民」及び「市民相互の協働」並びに「市民と行政の協働」で進める必要があります。そのまちづくりを進める基本ルールとして和泉市自治基本条例が平成23年3月に制定されました。

理由  
その1

### 地方分権の進展

国から地方に事務権限や財源を移すことで、住民に身近な行政はできるだけ住民に近い地方が行うことができるように、行政の仕組みが変わってきています。



理由  
その2

### 市民ニーズの多様化

情報化、国際化、社会経済の熟成化等により、多様化する市民ニーズのすべてを行政が対応することは困難となってきています。そのため、一人一人の市民が力を発揮し、まちづくりにいかすことが必要です。



## 条例の解説



私たちは、先人たちが築き、守り育て、発展させてきた郷土和泉市を受け継ぎ、協働(和)により豊かな自然と命(泉)を育むまちとして、将来にわたり持続的に発展可能な地域社会の実現に取り組み、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには私たち市民一人一人は、お互いの人権を尊重しながら、まちづくりを人任せ、行政任せにすることなく、「まごころ」や「思いやり」の心をもって自分たちにできることを誠実に実行し、自律していくとともに、「市民相互の協働」と「市民と行政との協働」によるまちづくりを実践していきます。(前文より抜粋)

## 和泉市の自治基本条例は 和泉の歴史、文化、風習の根本とも通じる内容です。

- ① 「和泉」という市名を使って表しています。「和」には互いに相手を尊重し、助け合う関係にあるという「協働」に通じる意味合いがあり、「泉」は、勢いよく尽きることなく湧き出るものという、「命」を彷彿させる語であることから、このように関連づけることで、和泉という名称そのものが自治基本条例の理念とも通じることを表しています。
- ② 今を起点に物事を決めるだけでなく、これまで先人たちが築き、守り育て、発展させてきたものを受け継いで、将来を担う世代に何をどう引き継いでいくのかといった視点も大切です。
- ③ 市民一人一人がまちづくりの担い手として自分にできることを実行し、さらには市民相互の協働によってできること、市民と行政との協働によってできることを行うことで、市全体で公共サービスを担っていく地域社会の仕組みづくり・自治の仕組みづくりを行っていく必要があります。

Check!!  
質問!  
You & City

あなたが思う、これからの和泉市が発展するために必要なことは？(項目にチェック、複数回答可)

- |                                    |                                   |                                     |
|------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 市政運営・市民参加 | <input type="checkbox"/> まちづくり・防災 | <input type="checkbox"/> 産業・観光・労働   |
| <input type="checkbox"/> 子育て・教育    | <input type="checkbox"/> 環境       | <input type="checkbox"/> 人権・平和・男女共同 |
| <input type="checkbox"/> 福祉・医療     | <input type="checkbox"/> その他( )   |                                     |



# げんそく 原則

# 自治基本条例には、 どんなことが書かれているの？

## 回答

**まちづくりを進めるための「基本事項」が記載されています。**

自治基本条例は、前文と34の条文により成り立っています。まちづくりの基本的なあり方や、市民の参加・参画・協働などの仕組みが記されています。ここでは特に「自治の基本原則」を、市民イベントを例にご紹介します。

### 原則 その1

#### 情報の共有



### 原則 その2

#### 参加と参画



### 原則 その3

#### 合意形成に向けた話し合いと説明責任



### 原則 その4

#### 協働によるまちづくりの推進



## 条例の解説

**まちづくりを進める上で最も大事にしなければならないことが基本原則です。**

### 原則その1 情報共有の原則

市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、まちづくりの情報を互いに提供し、共有するものとします。この場合において、市民及び行政は、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。(第4条)

### 原則その3 合意形成に向けた話し合いと説明責任の原則

市民と市民又は市民と行政は、まちづくりを進めるに当たっては、互いの意思疎通を図り合意形成に向けて十分話し合いに努めるとともに、その結果についての説明責任を負うものとします。(第6条)



## ミニコラムのコーナー Mini Column

### 合意形成に向けた話し合いってどういうこと？

平行線の議論であっても、お互いの合意できる点はないかを探る努力をすることです。全員が賛成という結論をもってのみ物事が進められるという意味ではありません。話し合う前に、話し合いのルール(例えば、最終的には多数決をとるなど)については、最低限度合意を得ておくことは必要です。



Check!!  
**質問!**  
You & City

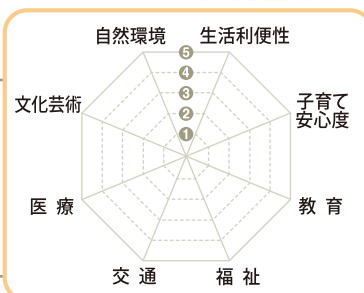
### 和泉市のいいところをチェック! あなたの採点は?

①生活利便性、②子育て安心度、③教育、④福祉、⑤交通、⑥医療、⑦文化芸術、⑧自然環境 の8つを採点してグラフにしてみよう!

●大変良い/5点 ●良い/4点 ●普通/3点 ●悪い/2点 ●大変悪い/1点

合計

点



# 「議会」と「行政」って何？ 私たち「市民」とどう関係？

## 回答

「市民」を中心としたまちづくりを支える「機関」です。

三者それぞれの役割と責任によってバランスが保たれています。  
それぞれの関係性を知り、協力しながら各役割を果たして、まちづくりを進めましょう！  
下の図を見て相互関係を確認してみましょう。



### 条例の解説

それぞれの関係性を知り、  
尊重し合うまちづくりを進めましょう!

- 市 民…私たち市民は、自治の担い手として、まちづくりに関して、次に掲げる権利を有します。(第8条)  
(1) まちづくりの情報を知る権利 (2) まちづくりに参加・参画する権利
- 議 会…議会は、市民の負託にこたえ、市民の意思が市政に適切に反映されるよう活動するとともに、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく説明することに努めなければなりません。(第11条-2)
- 行 政…市長は、市民の負託にこたえ、この条例の趣旨を尊重し、高い倫理観を持って、公正かつ誠実に行政運営を行わなければなりません。(第13条)  
職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、倫理の高揚に努め、この条例その他の法令等を守り、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。(第14条-1)



### ミニコラムのコーナー Mini Column

議会に行ってみよう!  
見学してみよう!

和泉市では、定期的に行われている議会の会議を傍聴することができます。また、市議会ホームページで議会映像をインターネット配信していますので自宅からでも内容をご覧いただくことが出来ます。

#### 和泉市議会ホームページアドレス

和泉市議会

検索

<http://www.gijiroku.jp/izumi/index.html>

Check!!

質問!

You & City

まちづくりに大切な選挙に行っていますか? (項目にチェック)

はい

いいえ



# 和泉市はどんな「まちづくり」をすすめていくの？

## 回答

### 和泉市のまちづくりは、協働によるまちづくりです！

暮らす人々が本当に望む「まち」を作っていくためには、市民がまちづくりに参加・参画するとともに、様々な立場の人たちが、お互いの得意分野をいかして協働してまちづくりを進める必要があります。



#### 市民相互の協働によるまちづくり

子どもの通学見守りや防犯パトロールなど、地域の大人たちが自主的に実施することにより安全が守られます。

#### 市民と行政の協働によるまちづくり

災害等が起こったときの日頃の備えとして、市民と行政が協働で、避難訓練や初期消火訓練などを実施しています。



### 条例の解説

「協働」＝目的を共有し、共に力を合わせ活動することです。

#### 原則その4 協働によるまちづくりの推進の原則

市民と市民又は市民と行政は、目的を共有し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力してまちづくりを進めるものとします。(第7条)

#### 協働の促進

行政は、公共サービスにおける市民及びコミュニティの役割を認識し、積極的に協働によるまちづくりを推進しなければなりません。(第30条)

#### 協働による事業の実施方法

市民、コミュニティ及び行政は、協働による事業の実施に当たり、互いを公共サービスを分担する対等なパートナーとして捉え、相互の役割と責任を理解し、事業の企画段階から協働するよう努めるものとします。(第31条-1)



### ミニコラムのコーナー Mini Column

#### 伝統文化の「協働」だんじり祭り

和泉市では、だんじり(子どもだんじり含む)、神輿を所有する町会は57町会あり、毎年10月初旬に祭礼が行われています。地域の住民同士が協力し、打合せ、準備、実施を行っていく過程は和泉市のめざす市民相互の協働によるまちづくりの一つと言えます。



Check!!  
質問!  
You & City

あなたは参加したことがありますか？ 〈項目にチェック、複数回答可〉

- |                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 成人式       | <input type="checkbox"/> いずみワールド・フェスティバル | <input type="checkbox"/> 和泉弥生ロマン・ツーデーウォーク  |
| <input type="checkbox"/> 防災訓練      | <input type="checkbox"/> 信太山クロスカントリー大会   | <input type="checkbox"/> その他( )            |
| <input type="checkbox"/> 和泉市民健康まつり | <input type="checkbox"/> 和泉市商工まつり        | <input type="checkbox"/> 農林業祭&都市緑化・上下水道フェア |

# コミュニティって何？ どんな役割があるの？

## 回答

**共通の目的意識をもって  
自主的に参加し、協力し合ってまちづくりを進める組織です。**

地域の課題については、まず自分たちで目的意識をもって解決していく必要があります。  
身の回りのコミュニティをうまく活用して様々な課題に取り組んでいきましょう。



自分たちの住む地域の掃除  
は自分たちで！

地域の公園や空き地に花壇をつくり  
エコできれいなまちづくり！



NPO法人等ではきめ細やかな  
サービスが可能です！



### 条例の解説

#### あなたも「コミュニティ」に参加している？

##### コミュニティの役割とコミュニティの維持・育成

私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。(第15条-1)

##### コミュニティ活動のあり方

私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。(第15条-4)

##### コミュニティ相互の連携・協働

私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。(第15条-5)



### ミニコラムのコーナー Mini Column

#### コミュニティには 2つの型があります。

##### 地縁型

町会・自治会、こども会、連合婦人会、青年団、老人クラブ、消防団など住んでいる地域のつながりによって活動している組織です。

##### テーマ型

NPO法人やボランティア団体など、子育て、環境保全などの特定のテーマでのつながりによって活動している組織です。

Check!!  
質問!  
You & City

「コミュニティ」についての質問。あなたの身の周りのコミュニティは？ (項目にチェック、複数回答可)

- |                                 |                                 |                                    |  |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 町会・自治会 | <input type="checkbox"/> 連合婦人会  | <input type="checkbox"/> 消防団・消防クラブ | <input type="checkbox"/> 子育て(エンゼルハウス・サークル) |
| <input type="checkbox"/> PTA    | <input type="checkbox"/> 老人クラブ  | <input type="checkbox"/> 自主防災会     | <input type="checkbox"/> NPO法人・ボランティア団体    |
| <input type="checkbox"/> こども会   | <input type="checkbox"/> その他( ) |                                    |  |



# 「参加」「参画」って、 何から始めればいい？

## 回答

**身近なできることから始めればOKです。難しく考えないで！**

まちの催しの運営に携わったり、町会・自治会活動に参加するなど、まちのことに興味を持ちましょう。「和泉市というまちを育てる」という視点で、市政についても興味を持ち、参加・参画しましょう。



和泉市が企画する会議に  
参加して議論してみよう！

広報いずみや、町会・自治会の回覧、  
各種パンフレットを読んでみよう！



選挙や住民投票を通じて、  
自分の考えを伝えてみよう！

### 条例の解説

和泉市のまちづくりに積極的に参加・参画し、あなたの声を  
届けましょう。積極的に参加・参画することが大切です。



#### 原則その2 参加・参画の原則

私たち市民は、自治の担い手として、主体的にまちづくりに参加・参画するものとします。(第5条)

#### 政策立案過程への参画

私たち市民は、政策の立案過程に参画することができます。(第28条-1)

#### 審議会等

審議会等の委員の選任に当たっては、多様な意見を取り入れるため、  
公募の委員を加えるよう努めなければなりません。(第29条-1)

#### 住民投票

本市に住所を有する年齢満18歳以上の者(ただし、外国人については、定住  
する者に限る。)は、市政にかかわる重要事項について、その総数の6分の1  
以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を  
請求することができます。(第32条-1)

住民投票制度につ  
いては、今後、別途住民  
投票条例を制定して  
いく予定です。

### ミニコラムのコーナー Mini Column

#### パブリックコメントの 手続きの紹介

条例や計画など市の重要な政策を決める際に、広く  
市民の意見を募集し、その意見を考慮して意思決定  
するための制度です。政策決定過程での市政への  
市民参加の機会を拡大するとともに、公正の確保や  
透明性の向上を図ることを目的としています。

詳しくは和泉市HP 市民参加をご覧ください。

和泉市 検索

<http://www.city.izumi.osaka.jp/cat86/>

Check!!  
質問!  
You & City

和泉市のまちづくりに関する情報をどこ(何)で知りますか? (項目にチェック、複数回答可)

- |                              |                                     |                                    |
|------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 市役所 | <input type="checkbox"/> コミュニティセンター | <input type="checkbox"/> 市ホームページ   |
| <input type="checkbox"/> 広報紙 | <input type="checkbox"/> 口コミ        | <input type="checkbox"/> 町会・自治会回覧板 |
| <input type="checkbox"/> 学校  | <input type="checkbox"/> 図書館        | <input type="checkbox"/> その他( )    |

かくにん  
確認

# 具体的に「協働」のまちづくりを進めていくためにどうすればいい？

回答

## 身近なことからACTION!!

例えば、災害時に助け合うことができるように、日頃から情報を共有し、連携体制を築けるように、まずは「家族で」、そして「となり近所で」、そして「地域みんなで」話し合ってみましょう。和泉市では、各学校が災害時の避難場所となっています。また、学校では、地域と家庭と学校の協働によって、地域社会で子どもを育てる活動をおこなっています。

### 地域での情報共有と助け合い

私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日頃から情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。(第15条-2)

### 子どもの育成

行政は、保護者、地域住民及び関係団体と連携・協働し、将来を担う子どもが健やかに成長できる環境の確保に努めるものとします。(第25条)



## 小・中学校一覧 (避難場所)

避難場所	電話番号	避難場所	電話番号	避難場所	電話番号
信太中学校	41-2250	和泉中学校	41-0094	光明台北小学校	56-6700
信太小学校	43-1007	和気小学校	44-2253	光明台南小学校	56-3200
鶴山台北小学校	44-1503	郷荘中学校	44-2256	光明台中学校	56-3220
鶴山台南小学校	43-1717	北松尾小学校	54-0066	南池田小学校	55-0076
富秋中学校	45-3000	石尾中学校	55-0157	南池田中学校	56-5211
池上小学校	45-3840	緑ヶ丘小学校	54-2366	南松尾小学校	54-0063
幸小学校	44-2330	青葉はつが野小学校	53-3990	南松尾中学校	54-0463
伯太小学校	41-0096	いぶき野小学校	57-0035	横山小学校	92-0061
黒鳥小学校	43-0838	北池田中学校	57-0081	槇尾中学校	92-0004
芦部小学校	41-0097	北池田小学校	55-0169	南横山小学校	99-0004
国府小学校	41-0095	大阪府立信太高等学校グラウンド(一時避難地)			23-3631

## 隣接市避難場所

泉大津市立条東小学校	21-2012	泉大津市立条南小学校	21-2022	高石市立高南中学校	(072)263-7606
------------	---------	------------	---------	-----------	---------------

### 日頃からの備え

- 事前に避難場所(上記のとおり)と道具を確認するとともに、避難場所までのマンホールや側溝の位置など危険箇所も確認しておきましょう。
- 強風などで飛ばされる可能性のあるバルコニーのブランターや物干し台なども固定、又は片付けましょう。
- 日頃から貴重品、懐中電灯、ラジオ、非常食などの非常持ち出し品を準備しておきましょう。
- 浸水に備え、雨どいなどの掃除をしましょう。

### 「和泉市自治基本条例」及び本冊子についてのお問い合わせ

和泉市 市長公室 公民協働推進室 TEL:0725-99-8103 FAX:0725-41-1944 E-mail:koukyou@city.osaka-izumi.lg.jp

発行:和泉市 2011年9月

move!!  
ACTION  
You Love City

この冊子を最後までお読みいただき、ありがとうございます。今日からあなたも「主役」の一人! でもまちづくりは決して一人ではできません。あなたが「質問コーナー」で様々なことを考えたように、きっとあなたの身の回りの人も色々と考えているはず。せっかくだから、お友達やご近所さん、学校や職場など、毎日の生活で出会う人たちとお互いの意見を交換してみませんか? そこから、あなたが「主役」のまちづくりがスタートしますよ!

あなたが思う、これからの  
和泉市の理想像とは?

自由記入